

修繕業務仕様書

1 業務名

京北・左京山間部土木みどり事務所北部詰所修繕業務（左京区広河原）

2 業務の目的

京北・左京山間部土木みどり事務所北部詰所（以下、詰所という。）において、建物西側の倉庫との隣接部分で、鼻隠し、軒天及び雨樋が脱落し、屋根と壁の間に隙間が生じている状態となっている。このため、西側倉庫を撤去するとともに損傷部分において適切に修繕を行うものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 履行場所

京北・左京山間部土木みどり事務所北部詰所
左京区広河原杓子屋町180

5 業務内容

写真に示した部分の修繕を行う。
修繕業務で生じた廃材は受注者により適正に運搬し処分を行う。

修繕①：西側外壁脇倉庫の撤去



修繕②：鼻隠し、軒天及び雨樋の復旧





6 見積項目

材料及び労務費、交通誘導員、収集運搬処分費、経費は必要に応じて任意に計上する。

事前に現地確認を行うこと。 (職員が立ち会います。)

7 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを本職員と確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

(提出する書類)

1. 業務完了報告書（様式19）

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702_11-sekkei-word.doc

2. 請求書

https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/0000300/300554/13_1seikyuusyo.xls

3. 写真（着手前、完了時、履行時）※データ提出可

着手前及び完了時の写真は定点での撮影として、対比ができるようにする。

8 特記事項

(費用)

作業に要する労務費、交通誘導員、車両運転費、仮設資材費、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。

業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び指定した廃材以外の処分費も本業務に含む。

本業務に要する材料は本委託に全て含む。

(安全)

作業にあたっては飛来落下、資材の散乱飛散が無いよう注意する。

屋根関連の修繕を行う際は足場等の確認を行い、落下によるけが等が無いようつとめること。

足場等、仮設に要する費用も本業務に計上をする。

作業実施者の安全管理については、受託者の責任において行うこと。

作業中の事故をはじめとした問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受託者の責任において対応すること。

(工程)

当該エリアは降雪等の気象影響を受けやすい。このため、作業においては予め天気予報等を確認したうえで計画を立てること。

作業時間は原則として土日祝日を除く平日の午前9時から午後5時の間とする。

(その他)

・本作業完了後、完成書類等を速やかに作成し、直接手渡しを行うか、メール※にて本市担当者に提出すること。

(※keihokudoboku@city.kyoto.lg.jp)

・詰所は平日日中不定期に利用するため、作業時は可能な限り詰所の利用の妨げにならないよう、十分注意する。

・修繕内容については、職員と適宜協議調整のうえ進めること。

業務委託箇所図

京北・左京山間部土木みどり事務所北部詰所

